# 告 示

埼玉県監査委員告示第四号

関する報告を次のとおり公表する。 四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項、 第二項及び第

平成二十四年三月二日

埼玉県監査委員 根 和 巳 夫

埼玉県監査委員 米 田 正

埼玉県監査委員 齊 正 明

埼玉県監査委員 加 裕 康

# 1 監査結果に関する報告

# (1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

# (2) 監査の対象機関 286機関

所管部局	監 査 対 象 機 関		
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地		
	域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、		
	西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、		
	秩父地域振興センター		
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、朝霞県税事務所、		
	川越県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、		
	本庄県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、		
	自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春		
	日部支所		
県民生活部	平和資料館、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パス		
	ポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談セ		
	ンター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活		
	支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センタ		
	一熊谷		
危機管理防	消防学校、防災航空センター		
災部			
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越		
	谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境		
	整備センター		
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務		
	所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児		
	童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学		
	園		
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、		
	狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、動物		
	指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉		
	衛生検査センター北部支所		
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川越高等技術		
	専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高		
	等技術専門校、職業能力開発センター		

農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興セ
	ンター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、病害虫防除所、
	中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父
	高原牧場、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研
	究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、農林総合研
	究センター水田農業研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画セン
	ター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、
	東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、行田県土整備事務所、越
	谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、総合治水
	事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、越谷建築安全センター、営繕
	工事事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、地域整備
	事務所
病院局	がんセンター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水
	道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、浦和図書館、さきたま史跡の博物館、
	嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、伊奈学
	園中学校、上尾橘高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高
	等学校、伊奈学園総合高等学校、入間高等学校、入間向陽高等学校、岩
	槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦
	和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商業高等学校、浦和第一女子高
	等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大井高等学校、大宮高等学
	校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中
	央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、小川
	高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業
	高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口東高等学校、
	川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等
	学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等
	学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷
	農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、
	鴻巣女子高等学校、越ケ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、
	越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、
	坂戸高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭

戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草 加西高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、 鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等 学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高 等学校、南稜高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮 田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、飯能南高等学校、 吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、不動岡高等学校、本庄北高等学校、 松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷 北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八 潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、与野高等学校、和光国際 高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学 校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別 支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜 特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、 特別支援学校坂戸ろう学園、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮 田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、本 庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支 援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校

#### 警察本部

浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

## (3) 監査実施日

平成23年9月8日~平成24年2月1日

#### (4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を あげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

### (5) 監査の結果

#### ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

## イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が 必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

#### ア 指摘事項

343337		
機関・職制名		監 査 の 結 果
危機管理防	防災航空センタ	平成 22 年 11 月の「航空用携帯型無線機購入」( 735
災部	_	千円)の契約事務について、次の点で不適切であった。
		1 無線機の納入のほか、電波法に基づく無線局開設
		申請手続き(免許状の交付)の代行を含め、平成 23
		年1月 24 日を履行期限としたが、免許状は4月 11
		日に交付されており年度を越えていた。
		2 免許状交付が4月 11 日であったにも関わらず、履
		行前の4月7日付の請求書を受理し、1月 24 日付け
		で検査確認を行い支出していた。
産業労働部	中央高等技術専	平成 22 年度の「平成 24 年度生募集用入校案内の印
	門校	刷」(285 千円)について、納品日及び検査確認が平成
		23 年 4 月 27 日であったにもかかわらず、平成 22 年度
		歳出予算から執行したことは、不適切であった。

## イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
総務部	本庄県税事務所	平成 23 年 2 月に本庄地方庁舎の「給水施設揚水ポン
		プ取替修繕」( 514 千円 ) を実施した。予定価格が 50
		万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、
		作成していなかったのは不適切であった。
環境部	環境科学国際セ	平成 22 年 11 月の「蛍光 X 線分析装置修繕」( 578 千

	ンター	円)及び平成 23 年 8 月の「多項目水質計に係る賃貸借
		契約」(630 千円)について、予定価格を決定するため
		事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積
		書として契約を締結していたのは、不適切であった。
 福祉部	中央児童相談所	平成 23 年度の L P ガスの単価契約 (294 円 / m³) を
T田TIL ロP	个大儿里怕吸 <i>门</i>   	,
		締結した。同年 10 月の職員予備監査で誤りを指摘され   
		るまで、4月から9月までの請求書が前年度単価
		(262.5円/m³)で積算されていたことを看過し、その
		まま支出していたことは不適切であった。
保健医療部	草加保健所 	平成 23 年 3 月に消耗品(108 千円)を購入したが、
		契約金額 10 万円以上であり、2 者以上から見積書を徴   
		取すべきところ、1者のみであったことは不適切であ
		った。
産業労働部	職業能力開発セ	委託訓練募集案内のパンフレットを平成 22 年度は年
	ンター	間 23 種類、平成 23 年度も 9 月末までに 20 種類印刷し
		ている。
		月毎に複数種類のパンフレットを、それぞれ3者に
		よる見積合せで随意契約しているが、各々の見積日、
		納入期限、納品日は同一若しくは近接しており、また、
		契約相手方は年間を通じて同一であった。
		一括して発注することにより、金額の低減が見込め
		る。効率的な予算執行の観点から、一括発注すべきで
		あった。
県土整備部	行田県土整備事	平成 23 年 2 月に「道路安全施設工事(トイレ修繕工
	務所	事)契約」(2,079 千円)を締結した。契約書に契約保
		証金の納付を規定していたが、納付させなかったこと
		は不適切であった。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 23 年度の「ボート池護岸修繕」( 総額 5,490 千
		円)は、1件の契約額が 100 万円未満となるよう6件
		に分割し契約していたのは不適切であった。
		│ │ うち4件と2件は各々見積日、契約日が同一であり、│
		   契約相手は全て同一であった。
 教育局	│ │小鹿野高等学校	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給
	3. 2 2 <b></b>	付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い
		込むこととされているが、次のとおり連続して年度を
		越えるなど、著しく払い込みが遅延していたことは不
		適切であった。
		だら くい つに。

		4 7 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
		1 平成 21 年 2 月分、同 8 月分などの預金利子の払い
		込みが、平成 22 年 2 月 17 日と最大 1 年余り遅延し
		ていた。
		2 平成 22 年 8 月分などの預金利子の払い込みが、平 
		成 23 年 8 月 31 日と再度 1 年余り遅延していた。 
教育局	戸田翔陽高等学	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給
	校	付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い
		込むこととされているが、平成18年8月分のほか5年
		分の預金利子を、平成23年8月16日に一括して払い込
		むなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切
		であった。
教育局	八潮高等学校	平成 23 年 2 月に「産業廃棄物収集運搬及び処分委託
		契約」(80千円)を締結した。契約書において、産業廃
		棄物の排出数量 690kg を、500kg と誤記したため、本来、
		誤記の部分を加除訂正すべきであったが、「5」を「6」
		に、「0」を「9」に書き換えたのは、不適切であった。
教育局	上尾特別支援学	平成 22 年度の「発電機排煙ダクトキャンバス取替他
	校	修繕」(303千円)と「電気室デマンド式電流計交換他」
		(123千円)の2つの修繕は、同日に各々見積合せによ
		り随意契約している。
		同種の電気工事であり、一括して発注することによ
		り金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点か
		ら一括発注とすべきであった。
警察本部	上尾警察署	平成 22 年度の業務委託の契約事務について、次の点
		で不適切であった。
		1 独身寮の排水管(49千円)と受水槽(63千円)の
		清掃業務を発注したが、各々の見積日、契約相手方
		は同一であった。同種の給排水清掃であり総額で 10
		万円以上となることから、一括して発注し2者以上
		から見積書を徴取すべきであった。
		2 「庁舎トイレガラリ清掃点検業務」(92千円)、「庁
		舎雑排水管等清掃業務委託」(462 千円)について、
		数日のうちに一者随意契約又は見積合せにより業者
		を決定していたが、全て契約相手方は同一であった。
		同種の給排水等清掃業務であり、金額の低減が見
		込める内容である。効率的な予算執行の観点から一
		括発注とすべきであった。
<u> </u>	1	1